

消費者庁 繊維製品品質表示規程 別表六(第六条関係)

分類	繊維等の種類		指定用語
植物 繊維	綿		綿・コットン・COTTON
	麻(亜麻及び苧麻に限る。)		麻・亜麻・リネン 麻・苧麻・ラミー
	上記以外の植物繊維 (ヘンプ・ジュートなど)		「植物繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの。 (ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。)
動物 繊維	毛	羊毛	毛・羊毛・ウール・WOOL
		アンゴラ	毛・アンゴラ
		カシミア	毛・カシミア
		モヘヤ	毛・モヘヤ
		らくだ	毛・らくだ・キャメル
		アルパカ	毛・アルパカ
		その他のもの	毛 「毛」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの。 (ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。)
	絹		絹・シルク・SILK
上記以外の動物繊維		「動物繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの。 (ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。)	
再生 繊維	ビスコース繊維	平均重合度が450以上のもの	レーヨン・RAYON・ポリノジック
		その他のもの	レーヨン・RAYON
	銅アンモニア繊維		キュプラ
	上記以外の再生繊維 (リヨセル・テンセルなど)		「再生繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの。 (ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。)
半合成 繊維	アセテート繊維	水酸基の92%以上が酢酸化されているもの	アセテート・ACETATE・トリアセテート
		その他のもの	アセテート・ACETATE
	上記以外の半合成繊維 (プロミックスなど)		「半合成繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの。 (ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。)

合成 繊維	ナイロン繊維	ナイロン・NYLON	
	アラミド繊維	アラミド	
	ビニロン繊維	ビニロン	
	ポリ塩化ビニリデン系合成繊維	ビニリデン	
	ポリ塩化ビニル系合成繊維	ポリ塩化ビニル	
	ポリエステル系合成繊維	ポリエステル・POLYESTER	
	ポリアクリルニト リル系合成繊維	アクリルニトリルの質量 割合が 85%以上のもの	アクリル
		その他のもの	アクリル系
	ポリエチレン系合成繊維	ポリエチレン	
	ポリプロピレン系合成繊維	ポリプロピレン	
	ポリウレタン系合成繊維	ポリウレタン	
	ポリ乳酸繊維	ポリ乳酸	
	上記以外の合成繊維 (ポリクラールなど)	「合成繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又 は商標を括弧を付して付記したもの。 (ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を 示す用語又は商標は一種類に限る。)	
無機 繊維	ガラス繊維	ガラス繊維	
	炭素繊維	炭素繊維	
	金属繊維	金属繊維	
	上記以外の無機繊維	「無機繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又 は商標を括弧を付して付記したもの。 (ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を 示す用語又は商標は一種類に限る。)	
羽毛	ダウン	ダウン	
	その他の羽毛	フェザー	
		その他の羽毛	
分類外 繊維	上記各項目に掲げる繊維以外の繊維 (紙・ペーパー・和紙など)	「分類外繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語 又は商標を括弧を付して付記したもの。 (ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名 称を 示す用語または商標は一種類に限る。)	

備考	上欄の分類が明らかで、かつ、種類が不明である繊維については、その繊維の名称を示す用語又は商標を省略することができる。
----	--